



令和元年 9 月 27 日

外国人の子供の教育の更なる充実に向けた 就学状況等調査の実施及び調査結果（速報値）について

文部科学省では、「外国人の受入れ・共生のための教育推進検討チーム」において、外国人の子供の教育の充実等に向けた検討を行い、今年 6 月に報告書を取りまとめたところです。

同報告書においては、地域によって就学実態の把握の状況が多様であり、そうした中で不就学状態にある外国人の子供の存在が懸念されることを踏まえ、今後、全国的な外国人の子供の就学実態の把握を進め、全ての外国人の子供に教育機会が確保されるよう取り組んでいく必要があることを示しています。

同報告書を踏まえ、このたび、文部科学省において、外国人の子供の就学実態に関する初めての全国的な調査を実施しました。今般、その調査結果を速報値として取りまとめましたので、公表します。

本調査結果を元に、外国人の子供の就学状況の把握及び就学促進に係る課題や先進事例等を明らかにし、現在議論が進められている「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議」の場も活用しつつ、今後の具体的な施策の検討につなげていく予定です。

1 調査内容

- (1) 調査基準日：原則として、令和元年 5 月 1 日
- (2) 調査対象：市町村教育委員会（1,741）（特別区を含む。）
- (3) 調査方法：都道府県教育委員会を通じ、調査票を配布、回収（指定都市教育委員会については都道府県教育委員会を介さず直接調査票を配布、回収）。
- (4) 主な調査項目：就学状況の把握状況、就学状況の把握・就学促進の取組、各種規定の整備状況、指導体制の整備状況、支援員等の配置状況、教育委員会における研修の実施状況

2 調査結果の概要

(1) 就学状況の把握状況

- I 学齢相当の外国人の子供の人数（住民基本台帳上の人数） 124,049 人
 II 学齢相当の外国人の子供の就学状況の把握状況（下表）（※1）
 III 不就学の可能性があると考えられる外国人の子供の数を単純合計すると（③+⑤+⑥）、
19,654 人となる。（さらに④を加えると 22,701 人。）（※2）

区分	住民基本台帳上の人数	市町村教育委員会から報告のあった人数						(参考) (※3) ⑥住民基本台帳上の人数との差 (人)
		就学者数		③ 不就学	④ 出国・転居 (予定含む)	⑤ 就学状況 確認できず	計 (人)	
		①義務教育 諸学校	②外国人 学校等					
小学生相当計	87,164	68,246	3,361	648	2,220	5,976	80,451	6,746
(構成比)		(84.8%)	(4.2%)	(0.8%)	(2.8%)	(7.4%)	(100.0%)	
中学生相当計	36,885	28,149	1,643	352	827	2,792	33,763	3,140
(構成比)		(83.4%)	(4.9%)	(1.0%)	(2.4%)	(8.3%)	(100.0%)	
合計	124,049	96,395	5,004	1,000	3,047	8,768	114,214	9,886
(構成比)		(84.4%)	(4.4%)	(0.9%)	(2.7%)	(7.7%)	(100.0%)	

※1 別添資料（調査結果全体の資料）P.2の【結果を見る上での留意点】と併せて御覧いただきたい。

※2 ④には、出国者も多く含まれるが、国内転居の後に不就学状態になっている者も含まれている可能性がある。他方、⑤、⑥には、実際には就学者も含まれている可能性があると考えられる。（今回の調査は、あくまで市町村教育委員会が把握している外国人の子供の就学状況について調査を行ったものであるため、設置主体が当該市町村教育委員会とは異なる学校（国私立学校、外国人学校等、他市町村の学校）については、実際には在籍していても、当該市町村教育委員会がその状況を把握していないなど、実際の在籍状況とは異なる場合もあり得る。）

※3 別添資料P.2の【結果を見る上での留意点】に記載のとおり、上記表①～⑤の合計と2(1)I「学齢相当の外国人の子供の人数（住民基本台帳上の人数）」の単純な比較は適切ではないため、⑥はあくまで参考値である。⑥には、⑤に計上されない「教育委員会が就学確認の対象としていないため、就学状況が不明な者」等が含まれると考えられる。

(参考) 学齢相当の外国人の子供がいる地方公共団体数

- ・ 学齢相当の外国人の子供が 1人以上いる地方公共団体数 1,196 (68.7%)
- ・ 学齢相当の外国人の子供が 10人以上いる地方公共団体数 648 (37.2%)

(2) 学齢相当の外国人の子供に係る学齢簿に準じるものの作成状況

- I 全ての外国人の子供について作成している地方公共団体数 813 (46.7%)
 II 義務教育諸学校に通う子供等一部の外国人の子供について作成している地方公共団体数 531 (30.5%)
 III 作成していない地方公共団体数 396 (22.7%)

(3) 就学案内の送付状況（複数回答）

- I 小学校新入学相当の年齢の外国人の子供がいる家庭に送付している地方公共団体数 1,090 (62.6%)
- II 中学校新入学相当の年齢の外国人の子供がいる家庭に送付している地方公共団体数 835 (48.0%)
- III 送付していない地方公共団体数 649 (37.3%)

上記のような就学状況の把握・就学促進に関する状況のほか、1(4)主な調査項目にあるとおり、各種規定の整備状況、指導体制の整備状況、支援員等の配置状況、教育委員会における研修の実施状況についてもとりまとめている。詳細は別添資料を参照。

<担当>

文部科学省総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課

課長 三好 圭

課長補佐 片山 達也

共生社会学習企画係長 横 島 香 菜 美

電話：03-5253-4111（内線3406）

外国人の子供の就学状況等調査結果（速報）

（令和元年9月27日）

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課

調査基準日

原則として、令和元年5月1日を基準日としている。

調査実施期間

令和元年5月16日～6月14日

調査対象

市町村教育委員会（1,741）（特別区を含む。）

調査方法

都道府県教育委員会を通じ、調査票を配布、回収（指定都市教育委員会については都道府県教育委員会を介さず直接調査票を配布、回収）。

主な調査項目

1. 就学状況の把握状況
 - ・ 学齢相当の外国人の子供の住民基本台帳上の人数
 - ・ 学齢相当の外国人の子供の就学状況の把握状況
2. 就学状況の把握・就学促進の取組
 - ・ 外国人の子供に関する転入等の情報の取得方法
 - ・ 住民登録手続きの際の就学案内の実施状況
 - ・ 就学ガイドブック等の備付け・配布の状況
 - ・ 学齢簿に準じるものの作成状況
 - ・ 就学案内の送付状況
 - ・ 就学促進に係る支援の実施状況
 - ・ 就学状況が不明又は不就学の外国人の子供に対する就学状況把握及び就学促進のための取組状況
3. 各種規定の整備状況
 - ・ 教育委員会の規則における「外国人の子供の教育」に関する規定の状況
 - ・ 地方公共団体の規則等における外国人の子供に係る就学案内や就学に関する手続き等に関する規定の状況
4. 指導体制の整備状況
5. 支援員等の配置状況
6. 教育委員会における研修の実施状況

※ 本調査における「外国人の子供」とは、日本国籍を有しない者とし、日本国籍との二重国籍者は含まない。

調査結果

1. 就学状況の把握状況

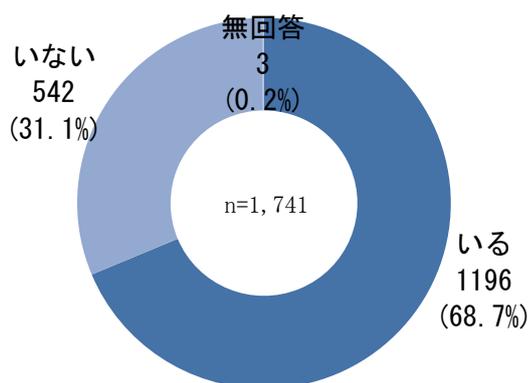
1-1. 学齢相当の外国人の子供の住民基本台帳上の人数

* 調査基準日については、設問1-2.で回答した基準日とすることを基本としつつ、困難な場合には、回答が可能な直近の日付での回答を可としている。

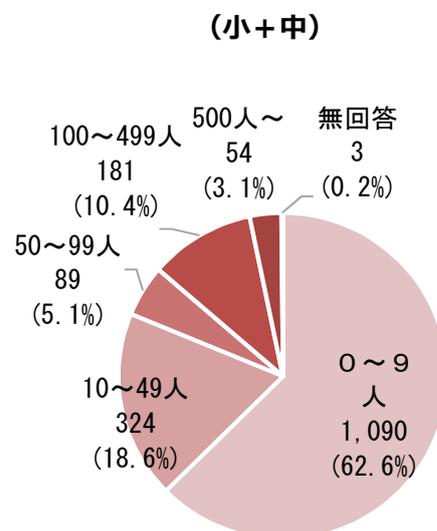
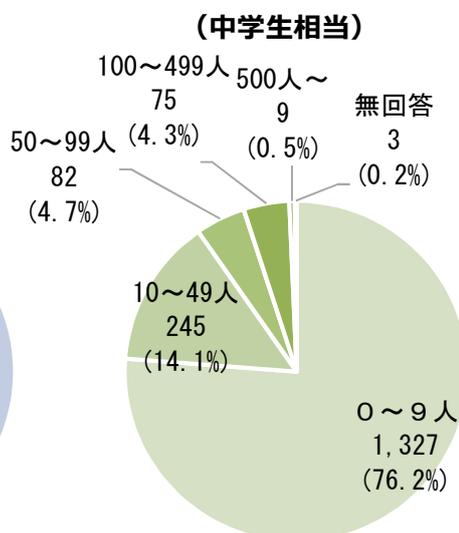
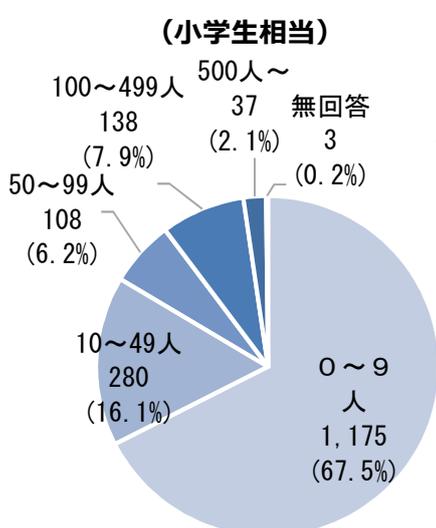
<人数合計> n=1,741

区分	計(人)
小学生相当	87,164
中学生相当	36,885
小学生相当+中学生相当	124,049

<外国人の子供が1人以上いる地方公共団体数>
(小+中)



<外国人の子供の人数区分別地方公共団体数> n=1,741



1. 就学状況の把握状況

1-2. 学齢相当の外国人の子供の就学状況の把握状況

【結果を見る上での留意点】

- * 1 調査基準日については、令和元年5月1日を原則としつつ、各地方公共団体における就学状況把握の実施時期等に鑑み、他の時点での回答を可としている。
- * 2 調査基準日時点で各地方公共団体が把握する情報に基づき可能な範囲で回答を求めたものであり、各地方公共団体に対して学校や各家庭への改めての照会を依頼したのではない。
- * 3 調査対象は、各地方公共団体に住民登録がなされている外国人の子供であるが、住民登録の有無に関わらず実際の在籍数に基づき回答している場合がある。
- * 4 各学年区分については生年月日を基準とした回答としているが、義務教育諸学校においては、下学年での受入対応等により年齢相当とは異なる学年・学校種への在籍状況を回答している場合がある。
- * 5 本調査項目でいう「就学」とは、学校教育法上の「就学」とは異なり、義務教育諸学校のほか、外国人学校等への在籍も含んでいる。
- * 6 表の各区分については以下のとおり。
 - ①義務教育諸学校：国公私立小・中・義務教育学校・中等教育学校（前期課程）、特別支援学校（小・中学部）を指す。
 - ②外国人学校等：我が国に居住する外国人を専ら対象として我が国の義務教育諸学校の段階に相当する組織的・体系的な教育を行う施設を指し、各種学校として認可されているか否かを問わない。
 - ③不就学：義務教育諸学校、外国人学校等のいずれにも就学していないことが確認できた者を指す。
 - ④出国・転居：住民基本台帳に記載が残っているが、実態としては既に転居・出国していること又は近日中にその予定であることが確認できた者を指す。
 - ⑤就学状況確認できず：就学案内の送付、家庭訪問、電話等により就学状況の確認を試みたが、不在や連絡不通により就学状況の確認ができなかった者を指す（教育委員会が就学状況の確認の対象としていない者は含まない。）。
 - ⑥1-1.計との差：「⑤就学状況確認できず」に計上されない「教育委員会が就学状況確認の対象としていないため、就学状況が不明な者」等が含まれるものと考えられる。ただし、*1・3・4等により、本設問と設問1-1.を単純に比較することはできず、あくまで参考値である。なお、設問1-1.で人数が無回答だった市町村については、（参考）欄の集計からは除いている。

n=1,741

区分	就学者数		③ 不就学	④ 出国・転居 (予定含む)	⑤ 就学状況 確認できず	計 (人)	⑥ (参考) 1-1.計との 差(人)
	①義務教育 諸学校	②外国人 学校等					
小学生相当 計	68,246	3,361	648	2,220	5,976	80,451	6,746
(構成比)	(84.8%)	(4.2%)	(0.8%)	(2.8%)	(7.4%)	(100.0%)	
中学生相当 計	28,149	1,643	352	827	2,792	33,763	3,140
(構成比)	(83.4%)	(4.9%)	(1.0%)	(2.4%)	(8.3%)	(100.0%)	
合計	96,395	5,004	1,000	3,047	8,768	114,214	9,886
(構成比)	(84.4%)	(4.4%)	(0.9%)	(2.7%)	(7.7%)	(100.0%)	

※ 不就学の可能性があると考えられる外国人の子供の数を単純合計すると(③+⑤+⑥)、19,654人となる(さらに④を加えると22,701人)。

④には、出国者も多く含まれるが、国内転居の後に不就学状態になっている者も含まれている可能性がある。他方、⑤、⑥には、実際には就学者も含まれている可能性があると考えられる。(今回の調査は、あくまで市町村教育委員会が把握している外国人の子供の就学状況について調査を行ったものであるため、設置主体が当該市町村教育委員会とは異なる学校(国私立学校、外国人学校等、他市町村の学校)については、実際には在籍していても、当該市町村教育委員会がその状況を把握していないなど、実際の在籍状況とは異なる場合もあり得る。)

1. 就学状況の把握状況

<都道府県・指定都市別の状況>

都道府県 (指定都市を含む。)	項目	①義務教育諸 学校	②外国人学校等	③不就学	④転居・出国(予定 含む)	⑤就学状況確認で きず	計	⑥(参考) 1-1.計との差(人)
北海道		615	4	15	34	91	759	2
青森県		85	4	3	3	10	105	1
岩手県		84	0	0	4	6	94	0
宮城県		267	9	7	3	-	286	196
秋田県		56	-	2	4	-	62	0
山形県		150	-	1	2	-	153	0
福島県		285	8	7	3	6	309	0
茨城県		2,735	46	76	48	106	3,011	183
栃木県		1,790	47	19	24	60	1,940	32
群馬県		3,074	125	47	48	224	3,518	141
埼玉県		7,654	151	46	795	254	8,900	429
千葉県		4,978	88	102	199	513	5,880	852
東京都		15,475	1,506	250	392	4,007	21,630	3,641
神奈川県		9,053	105	15	109	176	9,458	2,097
新潟県		421	3	5	15	16	460	1
富山県		704	-	2	13	7	726	69
石川県		434	1	2	6	22	465	0
福井県		468	2	2	9	3	484	-5
山梨県		743	36	18	10	36	843	-8
長野県		1,486	65	6	67	53	1,677	7
岐阜県		2,909	262	17	44	225	3,457	-3
静岡県		5,216	545	82	120	331	6,294	247
愛知県		14,111	389	168	321	465	15,454	1,213
三重県		3,158	151	5	92	63	3,469	1
滋賀県		1,672	143	-	18	9	1,842	13
京都府		1,174	21	2	38	12	1,247	441
大阪府		7,068	58	14	73	1,444	8,657	-1
兵庫県		3,082	877	1	157	112	4,229	260
奈良県		371	14	2	31	12	430	0
和歌山県		96	27	2	5	0	130	-2
鳥取県		102	-	3	5	-	110	1
島根県		315	1	9	8	3	336	4
岡山県		542	56	34	54	15	701	1
広島県		1,736	61	9	93	101	2,000	4
山口県		315	10	2	26	20	373	9
徳島県		117	0	0	0	9	126	0
香川県		384	0	6	14	10	414	0
愛媛県		170	13	0	1	42	226	0
高知県		64	0	0	2	0	66	0
福岡県		1,841	142	2	82	175	2,242	-1
佐賀県		124	2	8	6	0	140	0
長崎県		133	5	0	3	11	152	0
熊本県		252	0	2	25	2	281	0
大分県		188	-	1	21	-	210	0
宮崎県		116	0	4	4	0	124	0
鹿児島県		143	1	2	11	4	161	0
沖縄県		439	26	-	5	113	583	61
合 計		96,395	5,004	1,000	3,047	8,768	114,214	9,886

(再掲：指定都市)

札幌市		326	0	0	24	80	430	0
仙台市		150	-	-	-	-	150	193
さいたま市		1,127	33	-	76	3	1,239	151
千葉市		1,310	0	0	15	246	1,571	0
横浜市		3,900	-	-	-	-	3,900	1,675
川崎市		1,472	-	-	11	3	1,486	363
相模原市		577	1	0	9	85	672	0
新潟市		161	3	-	10	13	187	0
静岡市		240	-	-	-	-	240	81
浜松市		1,796	246	2	28	5	2,077	78
名古屋市		3,370	20	-	4	62	3,456	813
京都市		795	0	0	0	0	795	415
大阪市		3,779	0	0	0	1,117	4,896	0
堺市		595	2	-	7	-	604	2
神戸市		1,277	622	1	83	65	2,048	0
岡山市		291	17	13	42	12	375	0
広島市		754	57	0	28	70	909	0
北九州市		318	66	0	0	32	416	0
福岡市		980	44	0	58	129	1,211	0
熊本市		169	0	0	16	2	187	0
指定都市計		23,387	1,111	16	411	1,924	26,849	3,771

* 「-」は、人数が全く不明な場合(該当する者の有無が不明な場合も含む)を表す。

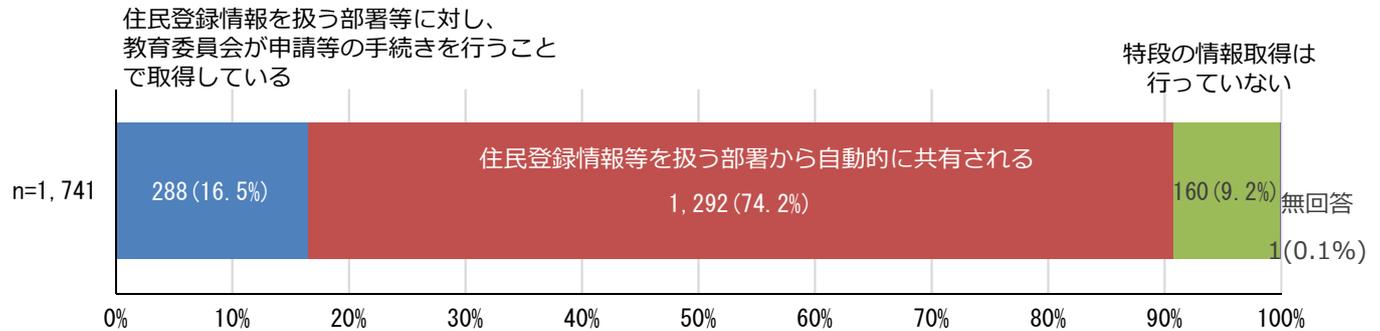
* (参考)欄がマイナスになっているのは、P. 2【調査上の留意点】1・3・4等によるものである。

* 設問1-1.で人数が無回答だった市町村については、(参考)欄の集計からは除いている。

2. 就学状況の把握・就学促進の取組

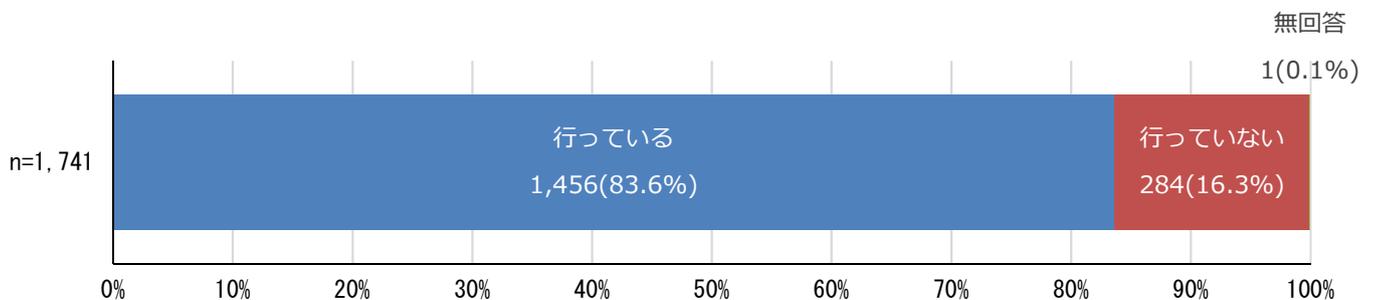
2-1. 外国人の子供に関する転入等の情報の取得方法

* 教育委員会における、外国人の子供に関する転入等の情報についての取得方法



2-2. 住民登録手続きの際の就学案内の実施状況

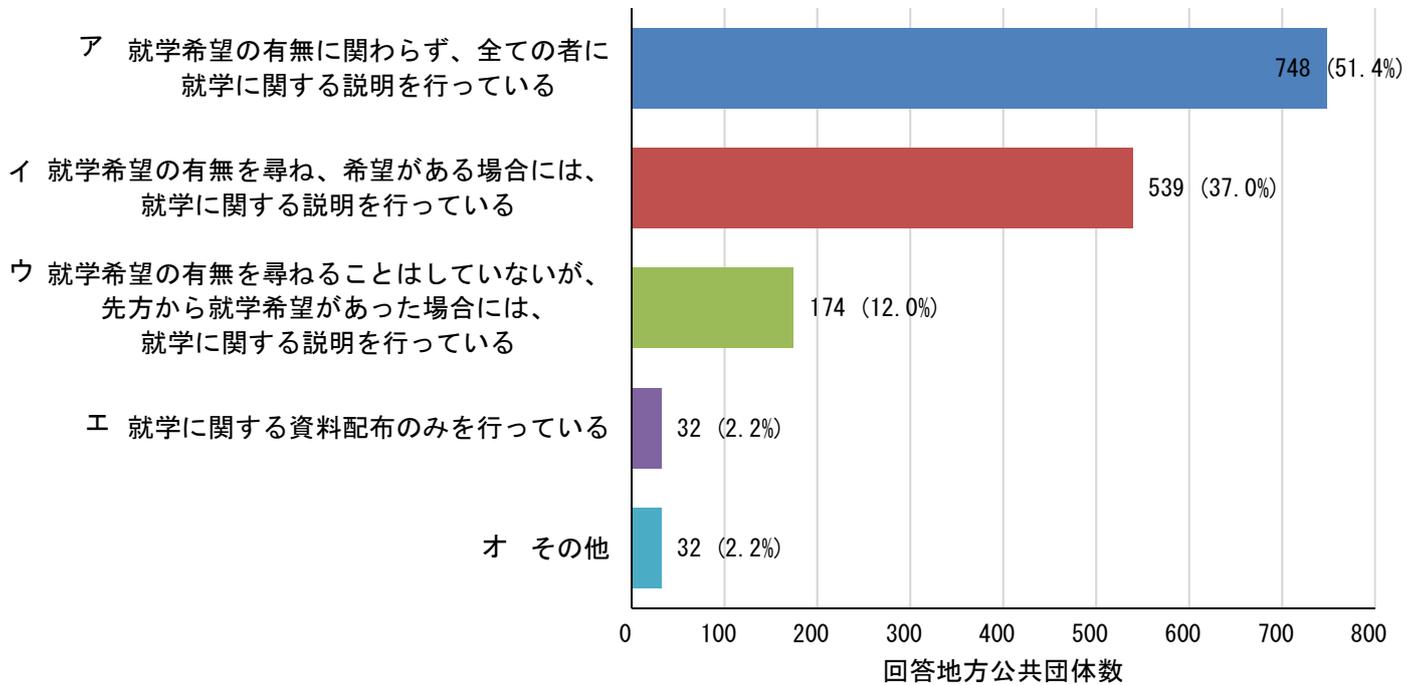
* 外国人が住民登録に係る手続きを行う際、併せて就学案内を行う地方公共団体の状況



2. 就学状況の把握・就学促進の取組

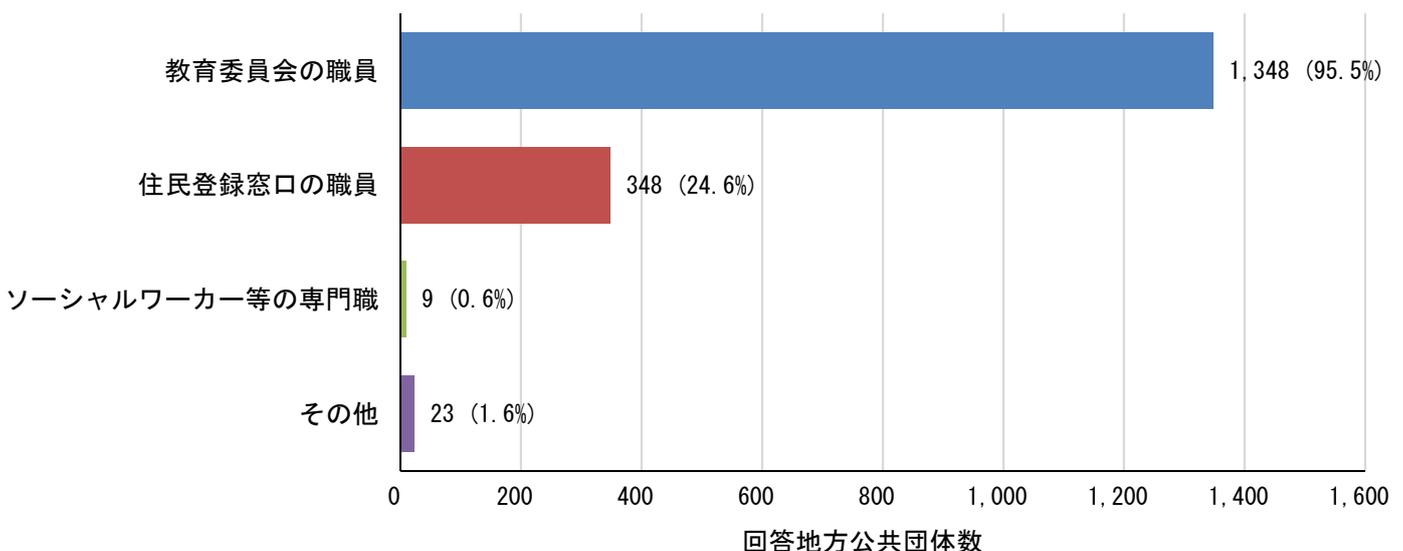
2-3. 住民登録手続きの際の就学案内の実施状況（複数回答）

n=1,456（2-2.で「行っている」と回答）



2-4. 2-3.で就学案内を行う際の説明者（複数回答）

n=1,412（2-3.でア～ウを選択）



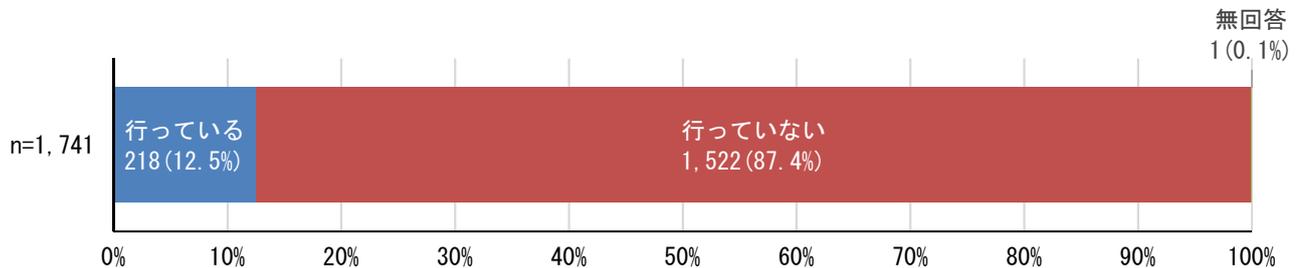
「その他」記載例：

子育て支援課等の職員と連携／通訳（国際交流協会職員、多文化共生相談員等）と連携／保健師／学校教職員／保健福祉課相談コーナー相談員 等

2. 就学状況の把握・就学促進の取組

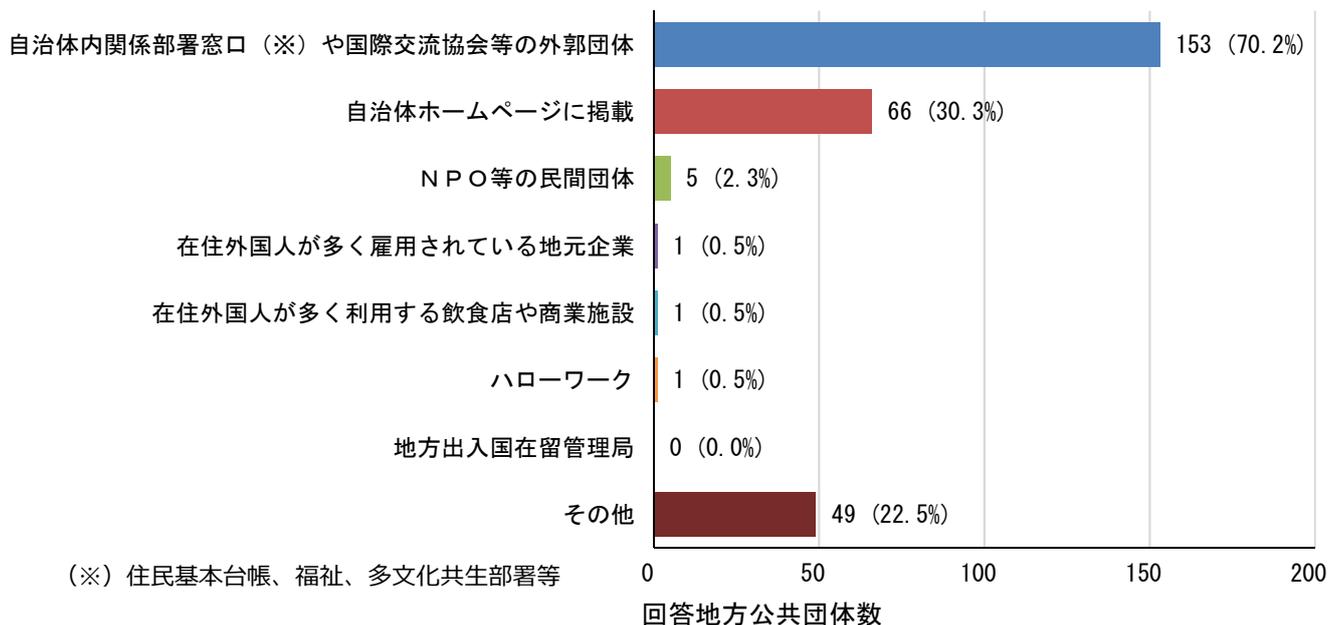
2-5. 就学ガイドブック等、就学の案内に関する資料の備付け・配布の状況

※2-10.の就学案内の家庭送付を除く。



2-6. 就学ガイドブック等、就学の案内に関する資料の備付け・配布先 (複数回答)

n=218 (2-5.で「行っている」を選択)



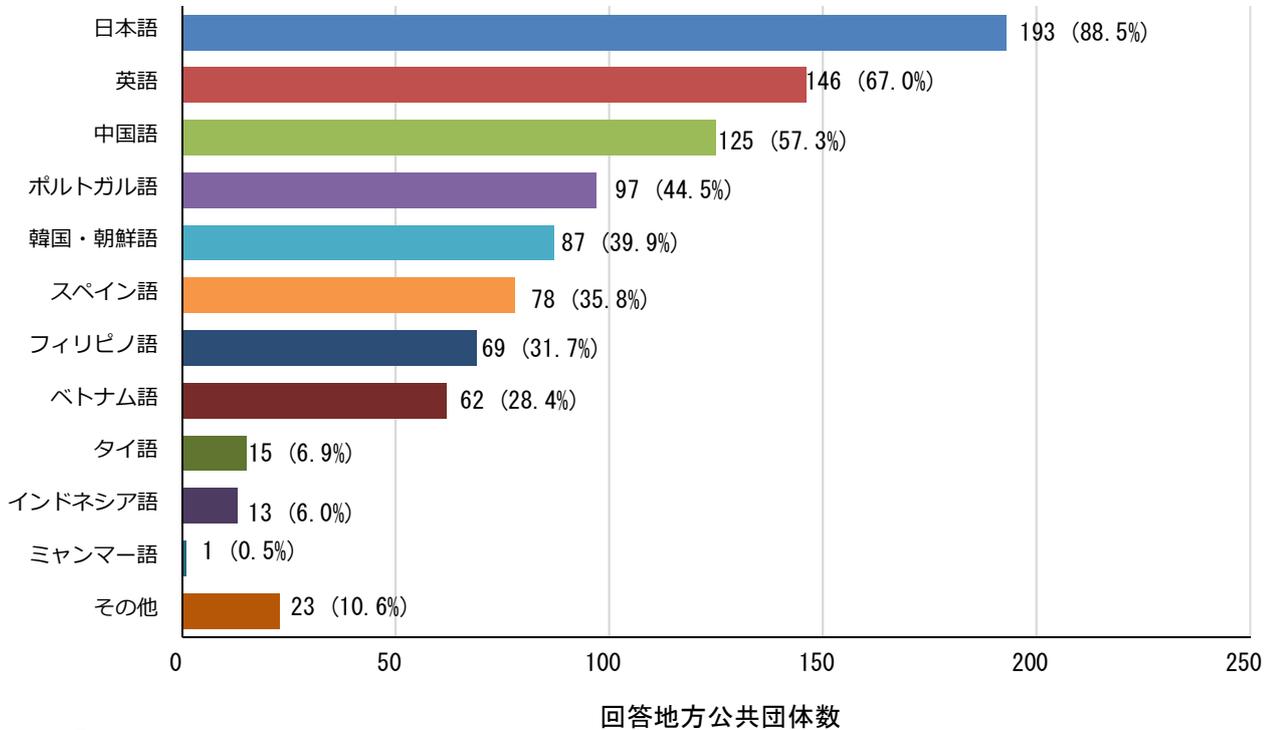
「その他」記載例：

学校／教育委員会／保育園・幼稚園／外国人向け説明会等の機会に保護者に配布 等

2. 就学状況の把握・就学促進の取組

2-7. 就学ガイドブック等、就学の案内に関する資料の記載言語（複数回答）

n=218（2-5.で「行っている」を選択）

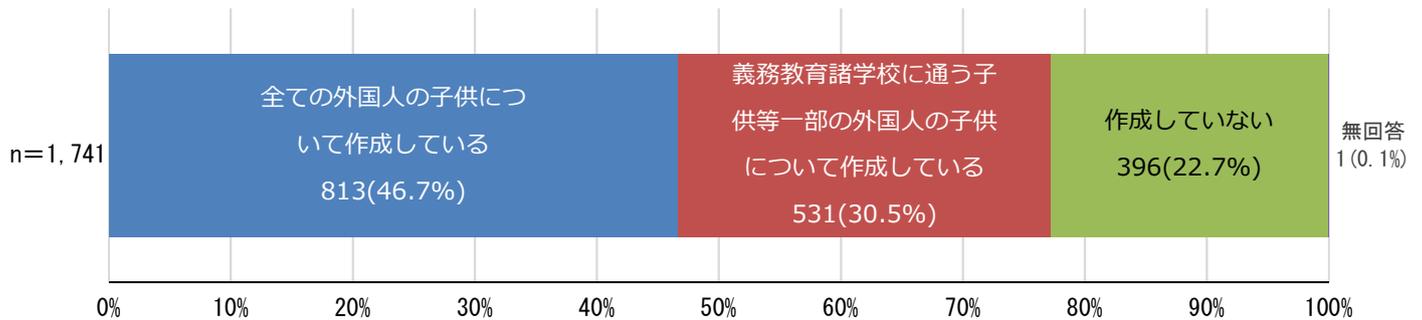


「その他」記載例：

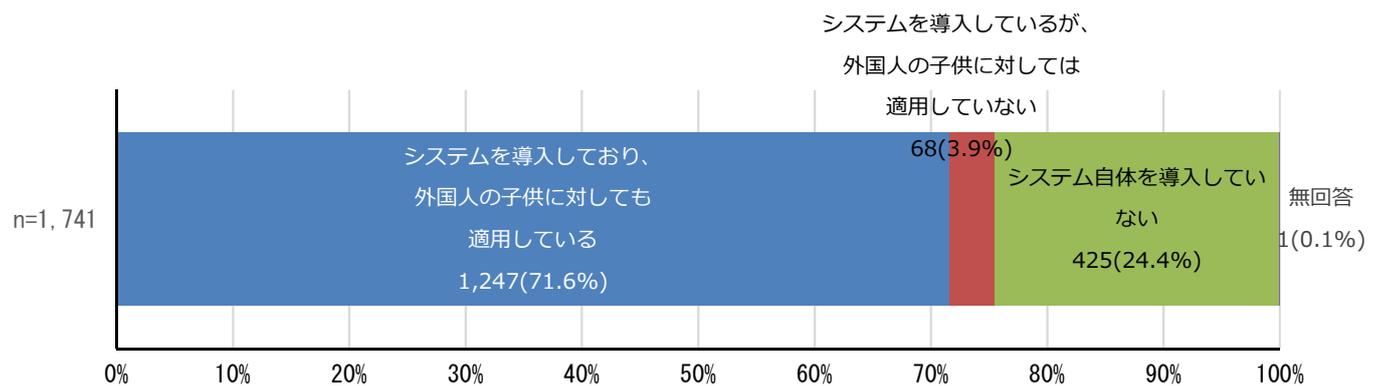
ロシア語／フランス語／アラビア語 等

2. 就学状況の把握・就学促進の取組

2-8. 学齢相当の外国人の子供に係る学齢簿に準じるものの作成状況

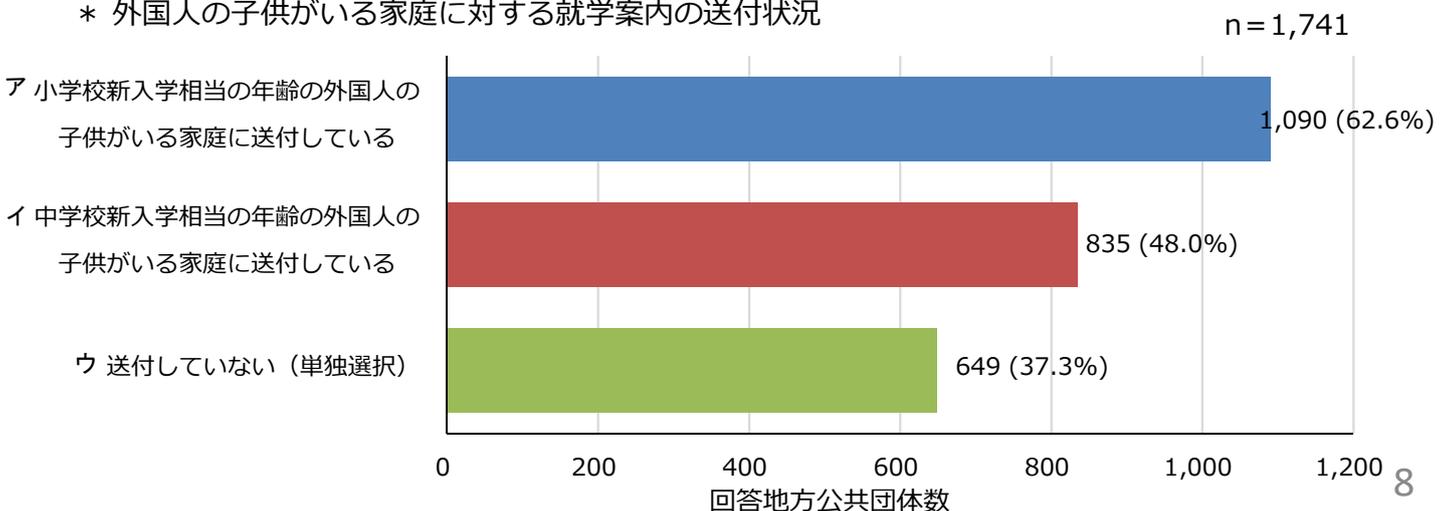


2-9. 住民基本台帳システムと連動した学齢簿システムの導入・適用状況



2-10. 就学案内の送付状況（複数回答）

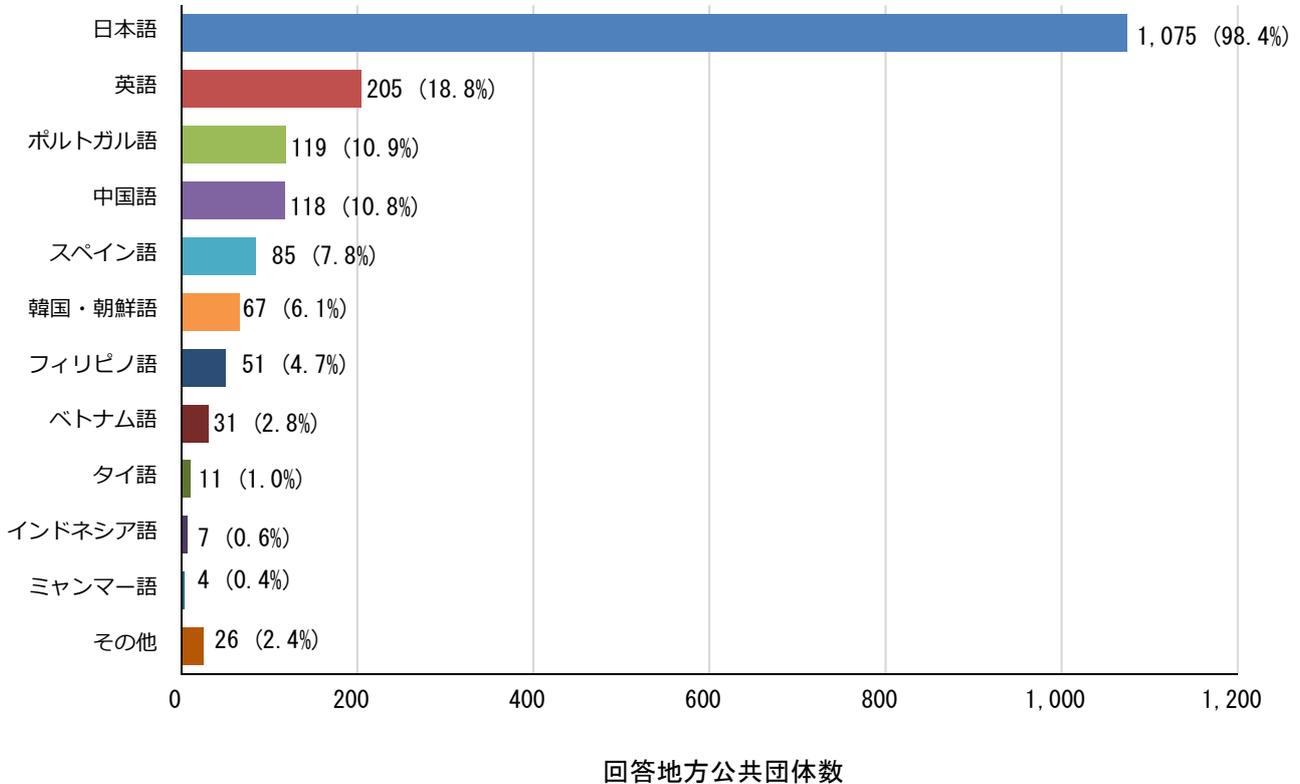
* 外国人の子供がいる家庭に対する就学案内の送付状況



2. 就学状況の把握・就学促進の取組

2-11. 就学案内の対応言語（複数回答）

n = 1,092（2-10.でアまたはイを選択）



「その他」記載例：

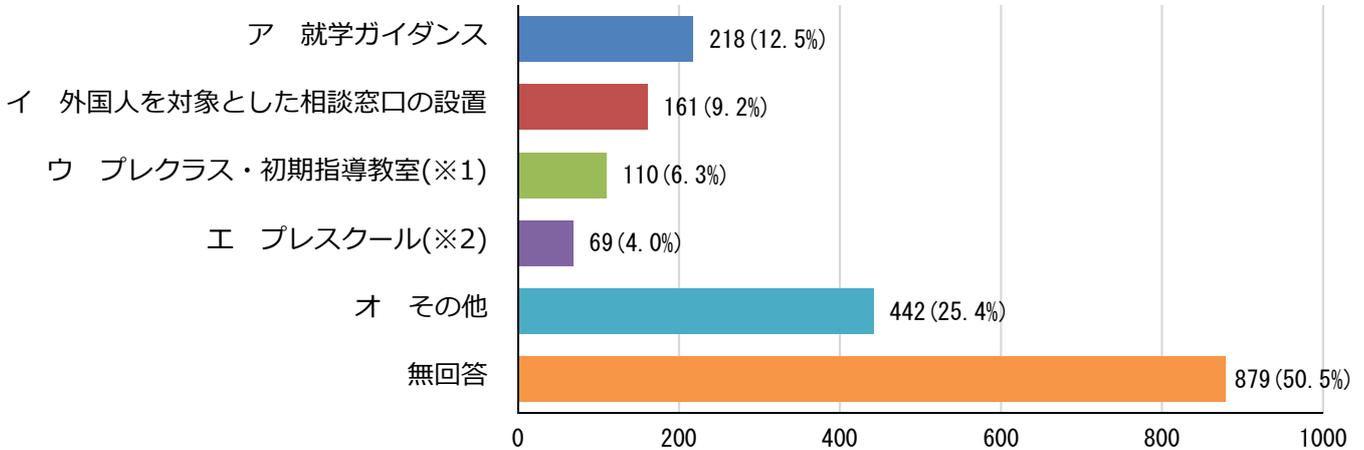
ウルドゥー語／ロシア語／フランス語／日本語で記載しているが、ルビを振り可能な限りやさしい日本語を使用するよう努めている／保育所等に照会し、保護者が理解可能な言語について都度対応する（国際センター等への翻訳依頼など） 等

2. 就学状況の把握・就学促進の取組

2-12. 外国人の就学促進に係る支援の実施状況 (複数回答)

* 外国人の就学促進に係る支援として実施している取組

n = 1,741



(※1) 学齢期の子供を対象として、学校入学前や入学後初期段階に、初期の日本語指導等を集中的に行う取組

(※2) 就学前の幼児を対象として、入学後の学校生活への円滑な適応につなげるための教育・支援等の取組

回答地方公共団体数

「オ その他」記載例：

就学時健康診断時の子育て講座（入学までにできるようにしておきたいことについて）の資料を多言語で作成／就学前の児童のいる保護者に対し日本語教室を実施／体験入学／就学前の三者面談／保健部局や多文化共生部局等の関係課との情報共有・連携 等

※「その他」を選択のうち、約270件が「外国人の子供がいない」「特段実施していない」「日本人と同様の対応」との内容。

2-13. 就学状況が不明又は不就学の外国人の子供に対する就学状況把握及び就学促進のための取組状況 (複数回答)

* 就学状況が不明又は不就学の外国人の子供の就学状況の把握や就学促進のために実施している取組とその実施主体

n = 1,741

選択肢	実施主体	全体		教育委員会		首長部局		学校		その他	
		回答数 (構成比)	回答数	構成比 (%)	回答数	構成比 (%)	回答数	構成比 (%)	回答数	構成比 (%)	
ア	就学案内の継続送付	214 (12.3%)	211	98.6	3	1.4	12	5.6	-	0.0	
イ	電話による個別確認 や就学勧奨	288 (16.5%)	266	92.4	23	8.0	56	19.4	1	0.3	
ウ	訪問による個別確認 や就学勧奨	296 (17.0%)	248	83.8	34	11.5	79	26.7	6	2.0	
エ	その他の取組	67 (3.8%)	62	92.5	10	14.9	5	7.5	6	9.0	
オ	特に実施していない (単独選択)	1,137 (65.3%)									

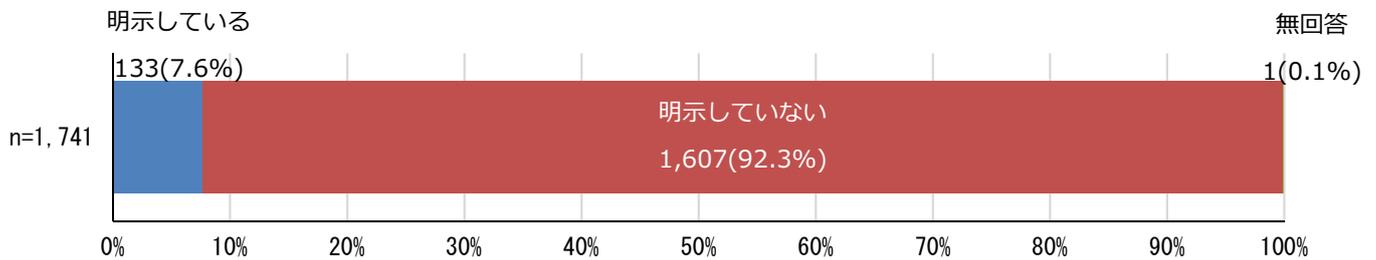
「エ その他の取組」記載例：

出入国在留管理庁への出国状況の照会／就学時健康診断と連携し就学希望の有無や就学先の把握を実施／外国人ネットワークを利用した聞き取り調査／他部署・他機関と連携した就学状況の把握／幼稚園等を通じた就学先の確認及び教委窓口への来庁勧奨

3. 各種規定の整備状況

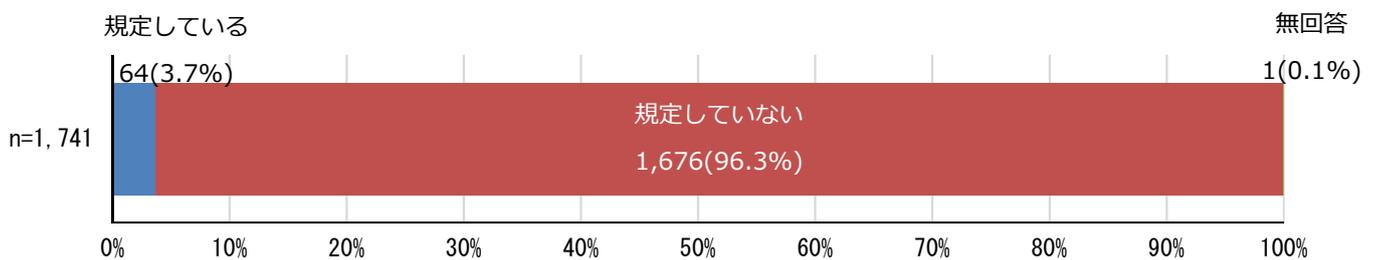
3-1. 教育委員会の規則における「外国人の子供の教育」に関する規定の状況

* 教育委員会の事務組織に関する規則における「外国人の子供の教育」に関する分掌規程の明示の状況



3-2. 地方公共団体の規則等における外国人の子供に係る就学案内や就学に関する手続き等に関する規定の状況

* 地方公共団体の規則、内部規定等における外国人の子供に係る就学案内や就学に関する手続き等に係る規定の状況



4. 指導体制の整備状況

4-1. 教育委員会における、日本語指導が必要な外国人児童生徒等の受入れに係る指導体制の整備状況（複数回答）

n = 1,741

	選択肢	回答数	構成比 (%)
ア	一定域内で初期日本語・適応指導教室や日本語・教科統合指導などの取り出し授業を行うための「拠点校」を設置し、域内の日本語指導が必要な児童生徒が通級を行う	108	6.2
イ	一定域内で初期日本語・適応指導教室や日本語・教科統合指導などの取り出し授業を行うための「拠点校」を設置し、担当教員が拠点校での指導に加え、拠点校以外の学校へも巡回指導を行う	96	5.5
ウ	日本語指導の支援者や母語支援員等が域内の学校を巡回して指導・支援を行う ※（イ）のケースを除く	285	16.4
エ	学校に配置（複数校を巡回するものを除く）した外国人児童生徒等教育担当教員や日本語指導の支援者、母語支援員が指導・支援を行う ※（ア）（イ）のような「拠点校」方式によるものを除く	491	28.2
オ	外国人児童生徒等教育担当教員が配置されていない学校において、ICT等を活用した遠隔教育を実施している	7	0.4
カ	教育委員会等に、外国人児童生徒等教育の指導内容等の研究開発・提供、教員・支援員の配置・研修等についてのコーディネートを行うための組織を設置している	109	6.3
キ	特段の指導体制を整備していない（単独選択）	891	51.2
ク	その他	128	7.4

「ク その他」記載例：

市の教育センターに日本語教室を設置／市の「教育支援員」や「英語推進アドバイザー」が、児童生徒と保護者が文化について理解したり生活習慣を身に付けるための支援を実施／個別に対応／外部の日本語指導団体や国際交流協会と連携／教育委員会が独自に初期適応支援教室を設置／翻訳機能付きタブレット端末等の整備 等

4-2. 特段の指導体制を整備していない場合の理由（複数回答） n = 891（4-1.でキを選択）

	選択肢	回答数	構成比 (%)
ア	所管する学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒等がいない又は少ない	825	92.6
イ	通常の学級において必要な支援ができています	66	7.4
ウ	どのような支援を行うべきか分からない	39	4.4
エ	人員や予算が不足している	132	14.8
オ	その他	25	2.8

「オ その他」記載例：

状況に応じ個別に指導／自費で日本語学校へ通っており日本語が理解できている／県による支援を活用している 等

5. 支援員等の配置状況

* 令和元年5月1日現在で雇用・登録等されている日本語指導の支援者・母語支援員（学校において外国人の子供の支援等を行う外部人材）の人数

5-1. 日本語指導の支援者

(複数回答)
n=1,741

選択肢	回答地方公共団体数	人数計(人)
常勤職員	69	244
臨時・非常勤職員	271	1,566
ボランティア	103	1,449
他機関(県・団体等)からの派遣	115	520
その他	49	473
合計	502	4,252

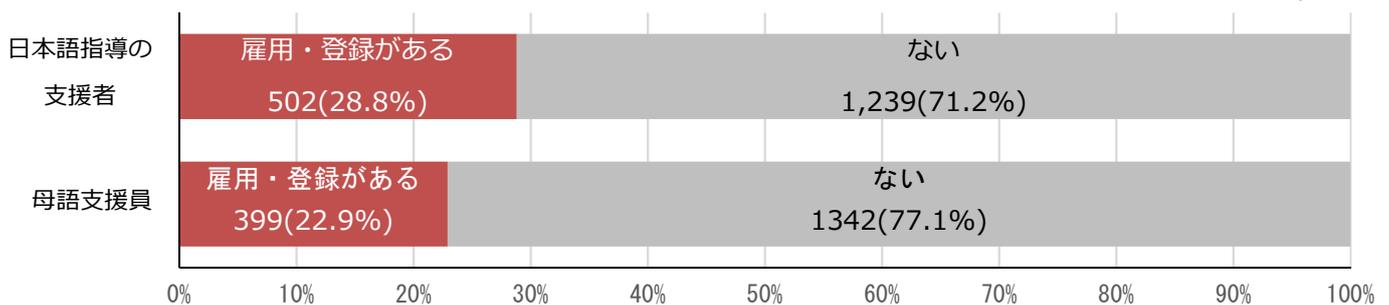
5-2. 母語支援員

(複数回答)
n=1,741

選択肢	回答地方公共団体数	人数計(人)
常勤職員	15	59
臨時・非常勤職員	232	1,394
ボランティア	75	1,404
他機関(県・団体等)からの派遣	85	1,093
その他	54	723
合計	399	4,673

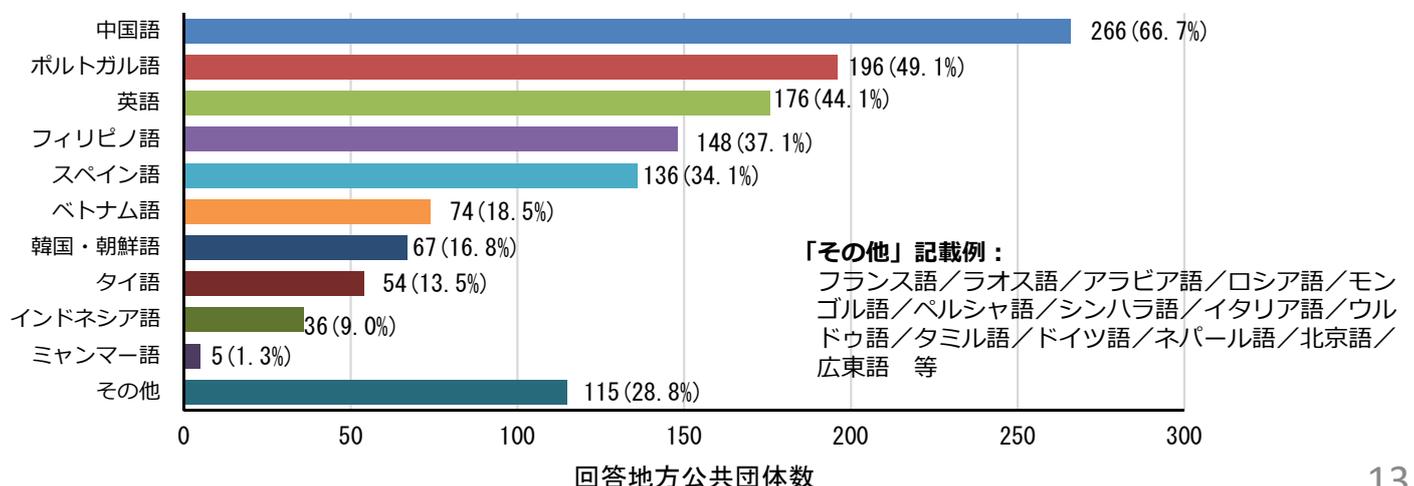
<雇用・登録の有無別地方公共団体数>

n=1,741



5-3. 母語支援員の言語対応状況 (複数回答)

n=399 (5-2.で1人以上を回答)

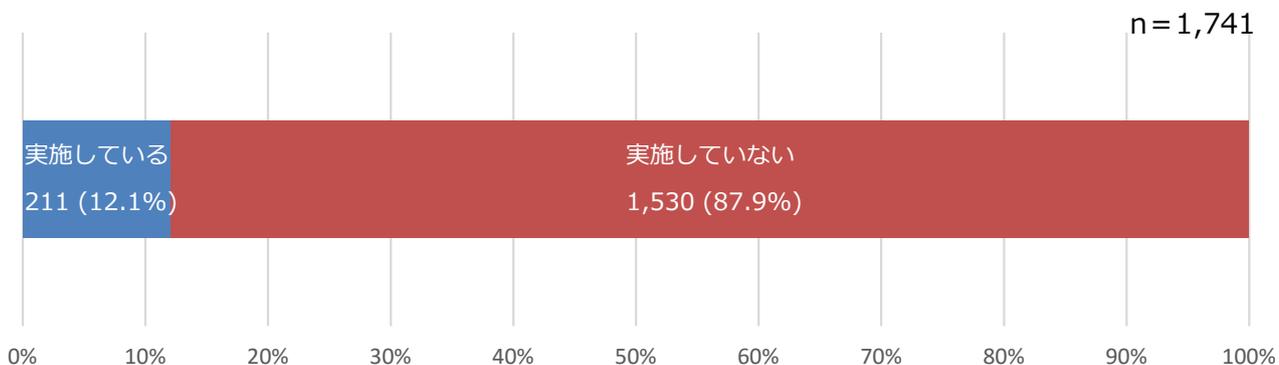


6. 教育委員会における研修の実施状況

6-1. 教育委員会における日本語指導が必要な外国人児童生徒等の教育に関する研修の実施状況（複数回答）

<研修の有無>

* 日本語指導が必要な外国人児童生徒等の教育に関する教育委員会独自の研修の実施状況



<研修の対象者>

* 日本語指導が必要な外国人児童生徒等の教育に関する教育委員会独自の研修を実施している場合の対象者（複数回答）

n=211(教育委員会独自の研修を実施)

選択肢	回答数	構成比 (%)
ア 在籍学級担任、日本語指導担当教員	144	68.2
イ 主任、主事（教務主任、学年主任、生徒指導主事等）	14	6.6
ウ 管理職	35	16.6
エ ア～ウ以外の教員	20	9.5
オ 日本語指導の支援者、母語支援員	116	55.0
カ その他	12	5.7

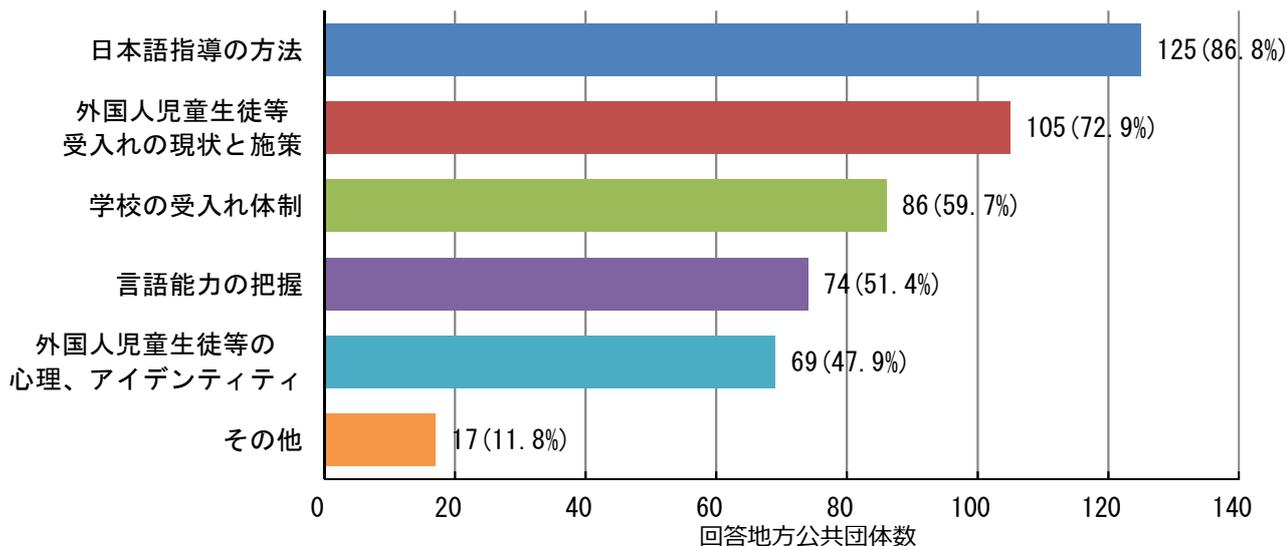
6. 教育委員会における研修の実施状況

6-2.在籍学級担任、日本語指導担当教員対象の研修について

- * 前頁設問〈研修の対象者〉で「ア 在籍学級担任、日本語指導担当教員」を選択した場合の、「在籍学級担任、日本語指導担当教員」対象の研修の実施状況

〈研修の内容〉（複数回答）

n = 144（在籍学級担任、日本語指導担当教員への研修を実施）



「その他」記載例：

個別の指導計画の作成／進路（高校入試等）／保護者対応／関係機関との連携／教材に関する情報交換／特別支援教育／国際理解教育の推進方法／母語支援員との効果的な支援方法 等

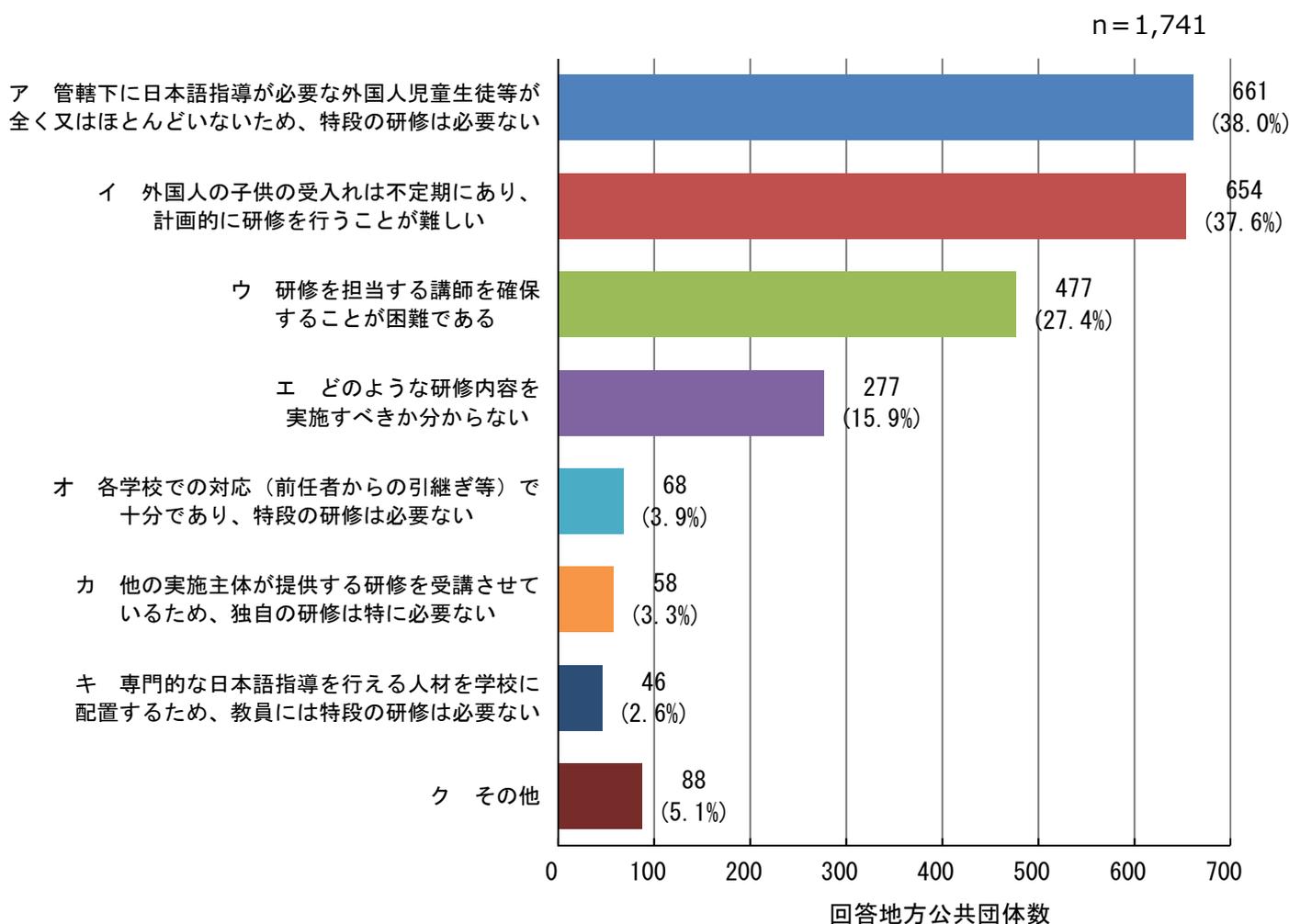
〈実施回数等〉

n = 144（在籍学級担任、日本語指導担当教員への研修を実施）

回答	回答数	1地方公共団体あたり
年間実施回数(回)	489	3.4
延べ参加教員数(人)	10,663	74.0

6. 教育委員会における研修の実施状況

6-3. 研修の実施について感じる事 (複数回答)



「カ 他の実施主体が提供する研修を受講させているため、独自の研修は特に必要ない」場合の他の実施主体例：
独立行政法人教職員支援機構／都道府県教育委員会／国際交流協会 等

「ク その他」記載例：

財政上研修の実施が困難／他校の日本語指導教室と相互に授業参観や研修機会が持てるとよい／専門性の高い日本語指導担当教員の継続的な配置が難しい／研修時間の確保が難しい／専門的な研修を市独自で行うことが難しい／日本語指導担当者だけでなく、管理職やその他教員にも開かれた研修となり、理解啓発を促進できるとより理想的／大学の教員養成課程等での研修が必要／経験に応じたきめ細かい研修内容の設定が必要／日本語指導員同士が常に相談できる状況になく孤立しがちであり、年数回全員が集まる研修及び情報交換が必須 等